

サービスの提供に要する費用（事務費）利用者の収入に応じて下表の階層に区分されます。

生活費 54,410円／月

冬期加算額 1,960円／月（11月～3月の期間が加算されます）

個人負担額 電気代 1キロ 22円

※電話についてはNTTと直接契約をして下さい。

入居者（入居者ご家族）が希望する特別なサービスの提供に要する費用 2,000円／1時間

階層	対象年収による階層区分	利用料金（月額）			
		区分	生活費	事務費	計
1	1,500,000円以下	月額	54,410円	10,000円	64,410円
2	1,500,000円～1,600,000円	月額	54,410円	13,000円	67,410円
3	1,600,001円～1,700,000円	月額	54,410円	16,000円	70,410円
4	1,700,001円～1,800,000円	月額	54,410円	19,000円	73,410円
5	1,800,001円～1,900,000円	月額	54,410円	22,000円	76,410円
6	1,900,001円～2,000,000円	月額	54,410円	25,000円	79,410円
7	2,000,001円～2,100,000円	月額	54,410円	30,000円	84,410円
8	2,100,001円～2,200,000円	月額	54,410円	35,000円	89,410円
9	2,200,001円～2,300,000円	月額	54,410円	40,000円	94,410円
10	2,300,001円～2,400,000円	月額	54,410円	45,000円	99,410円
11	2,400,001円～2,500,000円	月額	54,410円	50,000円	104,410円
12	2,500,001円～2,600,000円	月額	54,410円	57,000円	111,410円
13	2,600,001円～2,700,000円	月額	54,410円	64,000円	118,410円
14	2,700,001円～2,800,000円	月額	54,410円	71,000円	125,410円
15	2,800,001円～2,900,000円	月額	54,410円	78,000円	132,410円
16	2,900,001円～3,000,000円	月額	54,410円	85,000円	139,410円
17	3,000,001円～3,100,000円	月額	54,410円	93,000円	147,410円
18	3,100,001円～3,200,000円	月額	54,410円	101,000円	155,410円
19	3,200,001円～3,300,000円	月額	54,410円	109,000円	163,410円
20	3,300,001円～3,400,000円	月額	54,410円	110,600円	165,010円
21	3,400,001円以上	月額	54,410円	福岡県軽費老人ホーム設置運営要綱別表1の（2）による費用全額	

※1 上記の利用料は、県の通知により改正することがあります。

※2 生活費について、途中入居（退去）した者は月額を实在日割り計算とします。

ただし、サービスの提供に要する費用については、途中退去者には返還しません。

（注1）対象年収額とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

（注2）夫婦で入居される場合は、夫婦の対象年収額の合計から必要経費を引いた額を2で除した額が150万円以下であれば、階層1の「サービスの提供に要する費用」から30%を減額した金額が夫婦それぞれの「サービス提供に要する費用」徴収額（月額）となります。